

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第3回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会
開 催 日 時	平成27年6月25日(木) 午前9時30分～11時35分
開 催 場 所	市役所 301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：河津座長、長田副座長、野崎委員、吉富委員、栗原委員、高橋委員、小谷委員、堀越委員、若杉委員、佐藤委員、加藤委員、藤崎委員、木下委員、大平委員、小川委員 欠席者：なし 事務局：健康福祉部長、地域福祉課長、避難行動要支援者計画担当課長、地域福祉課主査(地域福祉グループ)、地域福祉課主任(地域福祉グループ)、コンサルタント(2名)
報 告 事 項	(1) 第2回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録(要旨)について (2) 第2回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について (3) その他
議 題	(1) 地域福祉計画の素案(第1章～第3章)の検討について (2) 地域福祉計画の素案(第4章)の検討について (3) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	(1) 第2章の「障害者福祉」について、所管課と調整し、障害者手帳所持者だけでなく、自立支援医療利用者についての記載を追加する。 発達障害及び高次脳機能障害に加えて難病に関するコラムの記載に向けて内容を検討する。 障害者差別解消法の施行に伴う所管課の取組内容について、可能であれば本計画への記載を検討する。 (2) 「自助・公助・共助」について、コラムを設け、「近助」についての記載を追加する。 各個別のコーディネーターについて、取組内容を整理し、市としてのコーディネーターの在り方を引き続き検討する。 自治会に対する補助の表現について、補助金に頼らず活動すべきとの意見を踏まえて、表現を検討する。 「地域における交流の場・機会の確保」における内容について、高齢者、障害のある人だけの例示にならないよう、ニーズがある方たちすべての交流となるように表現を検討する。 市民や事業者にできることにおける表現について、行政計画に適した表現を引き続き検討する。 権利擁護に係る内容について、市民にも虐待に対する通報義務がある旨記載するよう検討する。 地域福祉計画の素案(第4章)における新規事業の検討については、次回懇談会にて行うこととする。 (3) 次回の開催日は、6月25日(木)午前9時30分からとする。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (○=委員、●=事務局)	※ 議事進行前に事務局から配付資料の確認が行われた。 報告事項 (1) 第2回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録(要旨)について【説明要旨】(参考「資料1 第2回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録(要旨)」) ● 「第2回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録(要旨)」については、資料1のとおりである。修正などがあれば、本日から一週

間程度を目途に事務局までご連絡いただきたい。修正があれば修正の上、会議録（要旨）を確定し、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第11条及び第12条の規定に基づき、市政情報コーナー及び市のホームページ上で公開させていただく。

(2) 第2回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について

【説明要旨】（参考「別紙 第1章 計画の基本的事項（修正）」）

- 前回の懇談会にて、委員の皆様から指摘があった箇所については、主に計画の位置付けについてである。

まず、第四次地域福祉計画の位置付けについては、第三次地域福祉計画に引き続き各種保健福祉計画と横断的に連携を図る役割を担う計画としての位置付けを踏襲しつつ、各個別計画では補えない隙間を埋める計画として策定することを前回提案させていただいたところであるが、委員の皆様より、社会福祉法に定める地域福祉計画はあくまでも各個別計画の上位に位置するものであり、全体の基本理念、共通の方針を持ち、それぞれの計画だけでなく計画外のものや市民の活動についても共通の理念を尊重して進めていこうというのが地域福祉計画であるとの意見をいただき、再検討すべき旨の指摘があった。

こちらについては、座長と調整させていただき、その後6月22日に開催された、職員で構成する策定委員会で検討したので報告させていただく。

本日配布した資料「別紙 第1章 計画の基本的事項（修正）」の2ページのとおり、計画の位置付けの図を修正させていただき、文言としては、「各種保健福祉計画を包括し、横断的に連携を図る役割を担う計画として策定します。」と変更させていただきたいと考えているので、報告させていただき、ご理解いただければと考えている。

次に、2点目は、「第1節 計画の基本的事項」の内容について、精査して修正すべき旨の指摘があった。

こちらについては次の議題で皆様に審議いただきたいと考えている。

【主な意見等】

- （座長） 計画の位置付けの図については、今回資料の内容は前回よりは進んだものになっていると考える。私としては、今回はこれでいいと思うが、何か意見等はあるか。
- 特になし。

(3) その他

- 特になし。

【主な意見等】

- 特になし。

議題

(1) 地域福祉計画の素案（第1章～第3章）の検討について

【説明要旨】（参考「別紙 地域福祉計画の素案（第1章～第3章）へのご意見」）

- 素案の内容については、前回の会議で説明させていただき、時間の関係で審議が途中となっていたので、委員の皆様には引き続き審議をお願いしたいと考えているが、審議に入る前に委員の皆様から連絡票によりいただいた意見を、本日配付させていただいた資料「地域福祉

計画の素案（第1章～第3章）へのご意見」としてまとめさせていただいたので、前回配布した資料（素案）とあわせて説明する。

委員からいただいた「第1章 武蔵村山市の現状」の「第1節 計画の基本的事項」において、自殺・ホームレス・家庭内暴力等の細かい内容にとらわれずに、少子高齢化や自営業の減少といった大きな流れを記載してはどうか、また、「東日本大震災」を「東日本大震災とそれに伴う福島第一原発事故」と記載してはどうかとの意見を参考に、別紙「第1章 計画の基本的事項（修正）」3ページのとおり修正している。

次に、前回資料13ページの生活保護世帯数の推移について、平成22年度以後の数値はあまり変動がないため、NPO法人数の推移と同様に平成12年度の数値をいれてはどうかとの意見を参考に、第三次地域福祉計画においては、平成12年度のNPO法人数および生活保護世帯数の状況を記載していることから、今回も同様に10年前の平成17年度状況の記載を検討している。

次に、21ページの市民活動への支援の記載内容について、近年市民によるボランティア（自発的）な活動への記載変更を提案されたので、委員の意見を反映できるよう修正案を検討している。

次に、29ページの障害者（児）の状況では、精神障害者の人数カウントについて、第三次地域福祉計画同様、自立支援医療者数も表に入れてはどうかとの意見を反映できるよう数字の取扱い等について所管課に確認しており、入れることで調整している。

同様の箇所27～30ページにあたる障害者福祉については、手帳の種別のみを取り扱うのではなく、発達障害や高次脳機能障害等の内容についても記載する等の配慮が必要ではないかとの意見を反映できるよう前回計画同様、発達障害等の内容を盛り込むよう、記載方法等について検討している。

次に44ページ「市民意識調査結果」（三者比較表）「3 福祉に関する制度や事業等について」の「(10) 災害時要援護者登録名簿について」の内容について、平成13年度から災害時要援護者名簿を作成して緊急時の連絡体制の整備に努めてきたとの記載があるが、市民意識調査では、7割の市民がその制度を知らないと回答している。この状況を所管課はどのようにとらえているのかとの意見であるが、市の考えとしては、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正に伴い、「避難行動要支援者名簿」に名称が変更され、名簿の作成が義務化されている。所管課としては、今後も引き続き制度の内容について周知を行い、対象者だけでなく広く一般にも認知されるように広報を行っていきたいと考えている。

次に52ページ「第3章 計画の基本的な考え方」から、「第1節 計画の基本理念と基本視点」の「2 基本視点」において、市民と事業者と市では、何を第一義に置くかはそれぞれであり、そもそもの立ち位置が違うことを前提とするならば、「同じ目線で」よりも「同じ方向を目指して」あるいは、「同じゴールを目指して」の方が適切ではないかとの意見について、市としては委員の意見を反映できるよう、「同じ方向を目指して」に変更する方向で検討している。

以上が、委員の皆様より寄せられた意見とそれに対する市の考え方となっているので、引き続き審議いただきたい。

【主な意見等】

○（座長） それでは、まずは、「第1章 第1節 計画の基本的事

項」の所から扱うこととするが、何か意見等はあるか。

○ 以前の資料からどこが変わったか教えてほしい。

● まず内容の1行目「経済社会の変化による地域社会の変容と人々の意識が変化してきたことが大きく、」の部分。次に、3段落目の「…更に原発事故の被災による影響から現在も避難生活を強いられている状況があり、」という部分、そして、4段落目の「…第一次産業の農家や商店等の自営業者の減少とともに非正規雇用労働者の増加…」の部分修正しており、その他、細かい文言についても修正を加えている。

○ (座長) 特に意見等はないか。無ければ、先ほどの一覧資料の方に移りたいと思う。

29ページの話は、以前からよく聞かれる議論で、手帳所持者に限定して人数をカウントしてしまうと正確な精神障害のある人の実態は分からず、「自立支援医療(精神通院)」の利用者数も併せて載せてほしいということ。現在、所管に確認中とのことだが、できればその方向で対応していただきたい。

27～30ページの件は、現行計画にある「発達障害」や「高次脳機能障害」についてのコラムを、新しい計画でも継承してもらいたいとの意見かと思う。

● 現行計画32ページのような内容の記事を、どういった見せ方にするか一番わかり易いかということは別の問題だとしても、新計画でも掲載していきたいと考えている。

○ この質問は私なのだが、市役所へは、これらに加えて難病の内容も含めて記載して送っている。障害者総合支援法では含まれているので、難病も含めた新しい計画のコラムをまとめていただきたい。

○ (座長) 日本の障害者人口は全体の5%程度だが、国際的には10%程度が普通である。これは日本が長い間戦争をしていないという理由もあるが、一方でまだ内部障害の一部などで制度に組み入れられていないものがあるという原因もあり、課題が含まれている。そういった事も含めて書いていただければいいのではないか。

○ 来年の4月からいよいよ障害者差別解消法が施行になるが、これによって障害のある人への対応の仕方は、全く変わってくるのではないかとさえ考える。対応のあり方、合理的配慮が誠に重要になってくるのではないか。本当は、先ほどの冒頭のページでも少し入っていると良い。

● 内容を確認し、必要に応じて第2章「第1節 地域福祉の現状」の「(8) 福祉教育・学習」、またはこれから審議いただく「第4章 基本計画」に、現況や所管課が行う具体的な施策・事業等を入れていくことができれば具体的な取組内容を記載していきたい。

○ 障害者の等級について、27ページでは手帳の等級が6級までだと書いてあるが、15級とか、もっと細かくなかったか。以前から制度が変わったのか。

● 等級については、以前から変更はない。

○ (座長) 障害の種別によって、1～6級まできちり在るものもある一方、1級・3級…などと飛んでいるものもあったかと思う。

(2) 地域福祉計画の素案(第4章)の検討について

【説明要旨】(参考「資料2 第4章 基本計画」)

● 本日お示しさせていただく「第4章 基本計画」については、第1回策定懇談会の際に委員の皆様より指摘のあった現行計画の進捗状況

の報告を中心に作成している。ページ数も多いことなので、現行計画の進捗状況の報告と新たに加筆させていただいた部分等を中心に説明をさせていただくので、ご了承いただきたい。

それでは、資料2「第4章 基本計画」、13ページ「第1節 みんなが参加しているまちづくり」について、第四次地域福祉計画においては、基本的なつくりは第三次地域福祉計画と一緒にさせていただくが、今回の計画からめざす地域像（地域のすがたと変更しているが）の前に現況を記載し、その現況を改善し、計画の基本目標の実現に向けて①市が行うこと、②市民にできること、③市内の事業者にできることの取組を推進することで、めざす地域のすがたの実現を目指していく形に変更している。

なお、新規事業については、次回までに整理し、お示しする予定である。また、事業の中には、第四次地域福祉計画で削除するものも含まれているためご了承いただきたい。

まず、「第1節 みんなが参加しているまちづくり」については、身近な地域や家庭で安心して暮らしていくためには、公助や自助だけでなく、地域の皆が参加して支え合える福祉のまちづくりが必要となる。昨年行った市民意識調査によると、9割の市民が地域の主な活動主体として期待されるボランティアやNPO活動を現在行っていない状況となっている。

この状況を改善し、めざす地域のすがたである「1 さまざまな地域福祉活動や交流が活発に行われているまち」ほか2つの地域のすがたを実現するための取組の方向として「1 さまざまな地域福祉活動や交流の推進」（14ページから16ページまで）、「2 地域福祉活動の基盤の強化」（17ページから18ページまで）、「3 活動団体のネットワークづくりの推進」（19ページから20ページまで）を記載した。

次に【主な事業】の進捗状況について説明する。なお、数値目標が達成されている事業については、説明を割愛させていただくのでご了承いただきたい。

まず、15ページ、ボランティア・市民活動センター登録ボランティアの充実（個人・団体）については、平成26年度数値は、三次目標の数値を達成していないが、その理由としては、指定管理者の変更に伴った登録者の整理等が挙げられる。所管課より、数値目標を上げることより実際にアクティブに活動を行っている登録者の質の方が重要であるため、今後は数値を目標としないとの回答をいただいている。

次に、19ページの市民活動団体のネットワーク化の推進については、団体が集まって会議を行うだけでは、ネットワーク化は考えられないことから、今後は、ボランティア・市民活動センターの事業として、年に1回、見本市（仮称）を開催し、実行委員会形式による活動団体のPRするお祭りを実施していきたい旨の回答をいただいている。

続いて、21ページをお開きいただきたい。

「第2節 連携・協働しているまちづくり」については、地域における多様な福祉ニーズに対応するためには、現在活動している団体が連携・協働するだけでなく、福祉を担う人材の育成や、相談体制の整備等が必要となる。

市民意識調査によると、今後活動を広げていくために必要なことについては、気軽に相談できる窓口を設置することを多くの市民が望んでいる状況となっている。

そのため、多様な福祉ニーズの解決や地域活動の発展に向け、めざす地域のすがたである「福祉の担い手が育ち、きめ細やかな福祉サービスが実現し、研修やボランティア講座など福祉教育が充実しているまち」（ここの充実の後の「推進」は資料の記載ミスであるため、削除していただきたい。）ほか2つの地域のすがたを実現するための取組の方向として「1 福祉教育の推進と担い手の育成」（22ページから24ページまで）、「2 福祉サービス充実の基盤づくり」（25ページから26ページまで）、「3 相談体制・情報提供の充実」（27ページから29まで）、「4 保健・医療等の推進」（30ページから33ページまで）を記載した。

【主な事業】の進捗状況については、まず、23ページ特別支援学校と市内小・中学校の交流では、平成26年度数値は平成21年度の数値を下回っているが、その理由としては、双方の行事の精選などを理由として、直接交流の機会は減少傾向にあり、平成32年度は5校を目標としていきたい旨の回答をいただいている。

次に、28ページの権利擁護センター（仮称）の設置については、こちらは、私ども地域福祉課が所管する事業であるが、権利擁護センターの在り方について、再度検討する必要があるため、現在は設置できていないが、今後方針について決定していきたいと考えており、平成32年度までには設置を目標とした。

次に、32ページの特定健康診査の実施、特定保健指導の実施については、必要性を感じない人が多いのではないかと考えられるため、目標値を下回っており、引き続き32年度に向けて目標を設定していく旨の回答をいただいている。

続いて、34ページをお開きいただきたい。

「第3節 安心・安全なまちづくり」については、住み慣れた地域でいつまでも安全・安心に暮らしていくためには、防犯・防災対策の実施だけではなく、公共施設のバリアフリー化等福祉に配慮したまちづくりが必要となっている。

市民意識調査によると、地区の中で安心して暮らしていくために地区組織等に期待する活動内容については、災害が起きた時の対応が最も多い回答となっている一方で、災害時要援護者名簿登録制度の認知度は、1割を下回っており、誰もが安心して地域で生活を送ることができるように、避難行動要支援者に対する方策を整備することが喫緊の課題となっている。

そのため、めざす地域のすがたである「バリアフリー化・ユニバーサルデザインが実現し、外出支援や住民のだれもが安心・快適に外出することができるまち」ほか2つの地域のすがたを実現するための取組の方向として「1 福祉のまちづくりの推進」（35ページから36ページまで）、「2 安全・安心のまちづくりの推進」（37ページから39ページまで）、「3 支援のための制度の周知等」（40ページから41ページまで）を記載した。

【主な事業】の進捗状況については、36ページ、ノンステップバスの導入促進では、財政的な事情を理由に、現状全11台中6台の導入となっており、引き続き、全てのバスへの導入を行っていきたい旨の回答をいただいている。

続いて、42ページをお開きいただきたい。

「第4節 自立を促進するまちづくり」については、地域の誰もが働くことのできる環境づくりを進めるためには、関係機関と連携して各種の相談に対応しながら、就労の支援や自立促進を図っていくこと

が必要となっている。

市民意識調査によると、日常生活の中で日ごろ困っていること、悩みを感じていることについては、「将来の生活について」が最も多い回答となっている一方で、生活困窮者自立支援制度の認知度は、2割を下回っており、生活困窮者の把握に努めるとともに、市民の悩みごとに対する相談体制の強化及び就労等を支援することが課題となっている。

【主な事業】の進捗状況は、こちらは全て目標値を達成しているため、説明を割愛させていただく。

以上、雑駁ではあるが、第4章の説明とさせていただきます。

冒頭でも申し上げたが、本日お示しした4章は、現行計画の進捗状況を図ることを中心に作成しているため、新規事業等については現時点では掲載していない。【主な事業】の記載の精査なども含め、次回皆様にお諮りする予定であるので、ご理解いただきたい。

【主な意見等】

- （座長） 委員の皆様から何かあるだろうか。私からは、数値目標についての表の中で、平成26年度の欄と三次目標平成27年度は順番を入れ替えた方がわかり易いと思われる。
- 最終的な素案では、このようではなく、平成21年度と三次目標の列は無くした形で掲示していくので、ご理解いただきたい。
- 13ページに関連して、「自助・公助・共助」という表現があがっているが、このうちの「共助」というのが、隣近所での支え合い・助け合いの意味の言葉としてはイメージがわかりにくいと感じる。昨年聴いた防災システム研究所・山村所長の講演の中で強調されていた語句で「近助（きんじょ）」というのがあり、防災隣組としてわかり易いと思ったので、何とか計画にこの言葉を入れられないものだろうか。
- （座長） 「共助」が表現する範囲にはいわゆる社会保険といったものまで含んでおり、かなり広い範囲をカバーする言葉であるため、地域におけるちょっとした支え合いなどを指す表現として山村所長の考え方には大いに賛成できるのだが、「近助」という表現そのものをいきなり記載するとやはりすぐには理解が難しそうだ。「共助」等に関するコラムを作ってもらうことが可能ならば、「近助」についてもそこで説明して盛り込んでいけるといいのではないかと思う。
- 時々議論に出てくる市の福祉区分、福祉エリアのこととも関連すると思うが、今出た「近助」という概念を具体的に体現するものが、本市の自治会やその下の各班ということになるのではないか。
- ただ、自治会でやろうとすると、現在その加入率は約23%で殆ど加入しておらず、逆に「ちょっと荷が重い」役割ということになると思う。一方で防災等の観点から言うと、これは自治会に入っているとかいないにかかわらず必要なことということになり、その際には向こう三軒両隣の考え方・仕組みが重要になってくる。
- （座長） なかなか難しい問題だ。そして、向こう三軒両隣と言うと、年配の方などは戦前の表現を想起され、嫌なイメージを感じられるということもあるかも知れない。行政の計画でその表現をしていくのは、少し難しさがあるかも知れない。
それと、地域における取組を実際に進めていこうと思ったら、17ページに出てくるような「サービスのコーディネーター」が必要だと思うが、実態として誰かがそれを行っているのか伺いたい。

- 部分的には「ボランティアセンター」が行い、サービスニーズのある人とボランティア等の提供する人をつないでいる。ただ、同センターは「市民活動センター」と一緒に運営しているので、福祉だけに特化できている訳ではないということがある。福祉の拠点ではない。
- (座長) 「めざす地域のすがた」で「コーディネート機能の充実」とあるが、前書きのところにある平成20年度に国が作った委員会の中でも「コーディネーターを置いて」ということが出ていたように思う。誰か具体的に地域でコーディネートしてくれる人を作らないと難しいのではないかと思う。コーディネーターが活躍している事例はあるか。ボランティアセンターではどうか。
- 登録してもらっている既存の個人ボランティアの人を中心に対応できる人を探して、実際に活動を行っている。ただ、現在はボランティア市民活動センターで実施していて福祉拠点ではないので、なかなかそれだけのためのコーディネートに特化するというのは少し難しい。
- 介護保険の改正で平成29年度までに生活支援コーディネーターを設置しないとイケないとなっているが武蔵村山はまだできていない。そういう生活支援コーディネーターとは別なのか。
- (座長) おそらく別だと思われる。この「めざす地域のすがた」で言っているのは、既存の個別にやっているコーディネーターのことではなくて、もっと幅広くコーディネートするような機能のことだと思われる。ここに記載しているコーディネーターについては、具体的なイメージがあるわけではないということか。
- 記載したように、ボランティアやNPO法人をコーディネーターとして考えている。歳出面等を含めての話にもなるのでどの部分というより、もっと幅広い話になると思う。
- (座長) それぞれの事業ごとにコーディネーターはいるはずだが、もっと幅広く、市民全体のニーズを結び付けるようなものが考えられるのかというのが課題であると思う。
- コーディネーターと聞いて思い出すのは、まちづくりのコーディネートをしている山崎亮という建築家である。コーディネーターとはまちづくりと強く結びついていると思うのでなかなか難しいことだと思う。
- (座長) まちづくりまで行くと利用者や担当者などを結び付けたりと壮大な計画になってくるので、それをリードする人材がいるかどうか。コーディネーターが必要というのは共通認識のようだが、従来のコーディネーターが個別に動いているだけでいいのか、もう少し具体的に考えた方が良くはないか。今日のところは宿題にさせていただくということではよろしいか。市の策定委員会でも話し合っていたきたい。
- 承知した。
- NPO法人数が現在20数法人あるとのことであるが、武蔵村山にどんな活動している団体があるかということが見えていないということがあると思う。知らなければ自分がリタイヤした時に参加しようと思わないと思う。
- (座長) NPO法人の活動をまとめた一覧のようなものはあるか。
- ホームページに掲載している。
- あったとしても自分で探そうというのはなかなかやらない。
- (座長) そうだとすれば、そういう情報を理解していてボランティアをしたいという人の相談に乗るといいうのもコーディネーターの役割なのかもしれない。

- 13ページについて、「現在活動している」と回答しているのは8.4%、「以前活動していたが、現在はしていない」が12.0%ということで、せっかく活動をしていたのに現在は活動していないという現状が表れていると思う。また活動環境を整えたいとの意向も書いてあり、19ページ「(1) 地域福祉活動団体等への支援」の内容にも「活動の場づくり」とある。現在市ではどのような活動環境を整えているのか。
- 現在は協働推進課で所管している事業であるが、事業内容にもあるようにボランティア・市民活動センターに登録する団体相互間のネットワーク化に向け、グループミーティングの回数を充実させ、活動の活性化を支援するという状況である。
- 現在ボランティア活動をしている。19ページに研修等の支援とあるが、私も研修を受けたことがある。しかし研修を終えても活動の場を提供してもらえず、自分たちで探さなければならない。市でもそうした場を供与していただきたいし、地域包括支援センターや関係機関などに橋渡しをしていただけると活動しやすいと思う。
- 今おっしゃった研修というのは具体的にどのようなものか。
- 介護予防リーダー養成講座というものである。この講座は現在で6年目を迎えているが、1期生と3期生以外満足に活動できていない状況である。
- おそらく3期生の皆さんまでは私たちのボランティア団体として、ボランティア市民活動センターに登録していただいて講座等にも参加していただいているのだが、活動の場というのは紹介できていない。
- (座長) 研修を実施しただけでおしまいという行政の仕掛けに問題がある気がする。研修を受けた人が協力できるものがあるならそれを活用する仕組みまで行政が一緒になって考えていかないと首尾一貫しないと思う。その辺りも踏まえて確認していただきたい。
- 所管課に問い合わせ確認する。
- 私の経験から述べさせていただくと、活動の場づくりは自分で行うものだと思う。自分が今やりたいことは何かということと照らし合わせて、ボランティアの内容や活動の場を考えた方が良いと思う。今度中原の方で新たに交通弱者の方たちを中心として市内の移動がもっと良くなるように移動支援事業を始めるのだが、今までなかったことを始めるということも含めて活動の場づくりだと考えている。自分で必要な内容を考え、あきらめないで活動を続けていくことで場はできていく。
- (座長) 両方必要であると思う。市民でもパワーのある方とそうでない方がいらっしゃる。私が気になるのは全体の表現である。市民や事業者にできることの部分で「～しましょう」というのは僭越だと思う。「～ができる」というところで抑えた方が良いように思う。
- 私も同意見である。市の立場としては市民に協力を求めるのであれば、お願いするのが筋であると思う。
- このような表現になった経緯としては、前回の計画をつくった際にも一般市民の方を交えた懇談会があり、市民の皆様が自分たちに向けて「～していきましょうね」と呼びかけ合うというものであった。しかし、市が作成する計画であるので、我々が市民の皆様と呼びかけていると捉えられ得るということも理解できるので、前回の経緯を皆さまにご理解いただいた上で今回は表現を変えたいと思う。
- (座長) その意味では、社会福祉協議会が作る市民活動計画ならばその表現で良いかと思うが、これは行政計画である。表現の経緯につ

いてはコラムにするのが良いか。やはり要らないかもしれない。

- 同意見である。
- (座長) では全体を通じて意見のある方はいらっしゃるか。
- 14ページの「市が行うこと」の「(4) 自治会に対する各種補助金を交付し」について、補助金をもらおうとどうしても補助金頼みになってしまう。しかし自治会というのは本来、自分たちが自主的に活動するために作っている会なので、実際は補助金をいただいている有難いのだが、この表現であると、これからはずっと補助金を交付していくという風にとれる。将来的には補助金なしでも十分やっていけるような自治会活動をしていきたいと思っているので、こちらの表現は検討いただきたい。
- 委員の話聞いて大変うらやましく思った。補助金を有効に使うことができる状況というのは非常に恵まれていると感じる。というのも、私たちのような小さなボランティアグループは補助金がない。社会福祉協議会から補助を受けて2年間活動してきた。自治会ばかりでなく、ボランティア団体にも市から助成をしていただきたい。当団体は参加者に高齢者が多いので会費を取って運営するというのはなかなか難しい。1か所の会費でみると少額でも、会員が複数の団体に所属している場合が多く、全体としては個人の負担分は多くなり、参加したいが参加できないという声もある。
- (座長) ボランティアは利益の分配はないけれども実費の中のある部分については、助成を受けてもいいのではないかと思います。またよく聞くのが、活動の拠点や借りる場所がないという問題である。そうした面について何らかの支援があってもいいのではないかと思います。「(4) 自治会に対する各種補助金を交付し」については、ボランティアの場合でいうと、補助金がある場合も無い場合もあるということによるのか。
- 詳細は協働推進課に問い合わせ確認する。社会福祉協議会でボランティア団体の発足時に5年間、年間1万5千円程度の支援を行っている。
- (座長) 協働推進課で何らかの原理原則を以って補助金を交付しているのであれば、それについてお聞かせいただきたい。
- 老人会は高齢福祉課から会員数に応じて毎年補助をもらっている。補助金の在り方について明確に定めたほうが良いのでは。
- 自治会は自治会費を納めており、補助のみで運営しているわけではない。
- (座長) 活動の拠点や活動資金への補助を市がどれほど行うことができるかについてどのように成文化するか継続して検討する必要がある。
- 14ページ「(2) 地域における交流の場・機会の確保」について、高齢者や障害のある人がスポーツを楽しみながら体力の増強を図るとあるが、「増強」できるのはスポーツを楽しめる身体機能がある方に限られるため、限定がある気がする。知的や精神の障害のある方だと可能だが、身体障害であると参加することが難しいと思われる。障害者スポーツというものがあるので、それについて内容に取り入れていただければ、障害のある人への理解も深まると思われる。
- (座長) 体力の増強というと限定されるということだが、ここは高齢者や障がいのある人は例示であるだけで、これらの人に限らない。子育て家庭や孤立しているお母さんでもいい。この例示が適切かどうかということである。

- この障害の関係については障害福祉課で、障害者計画・障害福祉計画という個別の計画をつくっており、それらの計画とこの地域福祉計画との整合性を取る必要があつてのことである。どこまでの範囲を地域福祉計画に載せられるのかということについては所管課と調整しながら、また個別の計画の内容を確認しながら検討していきたい。
- (座長) むしろここは総論であるので、高齢者や障害者に偏った印象は良くないのではないかと思う。子どもや家庭も含めてすべてのニーズがある方たちのお互いの交流について記載したほうが良い。地域福祉計画は縦割りではない計画だということが前提なので、高齢者、障害のある人だけの例示にならないように気を付けていただきたい。世代間交流など幅広い書き方もできる。
- 第4節だけ市民ができることというのが記載されていない。42ページの自立を金銭的なものと捉えるのであれば、市と事業所のみの記事も理解できるが、見方を変えると市民ができることもあるのではないかと思うので考えていただきたい。2点目は40ページの「3 支援のための制度の周知等」について、現行計画策定以降に障害者虐待防止法が施行されており、「(4) 虐待防止ネットワークの充実」でも記載していることと思うが、一般市民の方に何が虐待なのかというところを周知していかななくてはならないと感じているので、そのあたりの記載をしていただきたい。また、41ページ市民にできることの「一人ひとりが権利擁護の意識を高めましょう」に含まれているかもしれないが、通報義務があるということも何らかの形でお知らせしたほうが良いのではと思う。できることとしては、市内には多くの施設があると思うが、ボランティアや見学を積極的にしていただきたい。外からどう見られているかということ把握していただきたい。できていない部分を指摘していただくということは施設としても必要なことである。いろいろな方に施設に来ていただくということを加えられないかと思う。
- (座長) 大変重要な指摘をいただいたと思う。検討していただきたい。虐待関係であれば、通報義務については、意外と知られていないということがあるので記載したほうが良い。施設内虐待についても人が訪れる機会を設け、施設を密室化しないということが大切である。
- 40ページの新規事業の内容には成年後見制度のことが書かれているが、ここには虐待のことは書かなくてよいのか。権利擁護センターの設置であるなら、虐待のことも関係してくるのではないか。
- (座長) 「(4) 虐待防止ネットワークの充実」では高齢、障害、子どもそれぞれの虐待について載っているが、ここにはいろいろと事業があるのではないか。例えば、子ども家庭支援センターも児童虐待の予防のために動いている。事務局の方で高齢、障害、子どもそれぞれの事業について確認していただければと思う。
- 21ページの現況で「活動を広げていくために必要なこと」では「気軽に相談できる窓口を設置する」が39.4%で最も多い。自分で活動の場を開拓できる人というのは少数派だと思う。漠然とやりたいという気持ちがある人の背中を押すには場を提供することが大切であると思う。
- (座長) そのためにボランティアセンターというのがあるのだが、それでもなおということであれば、どのような工夫が必要になるかを考えなくてはいけないと思う。提供する側がもっとアクティブにならなくてはならない。
- ボランティアの前提として自発性があると思うが、自分で手を挙げ

